

広島県告示第九百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が大崎上島町の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、大崎上島町長から届出があった。

平成二十一年十月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

豊田郡大崎上島町東野字咽口六三四の七六の地先	位 置	面 積	上 欄
	一、一九九・一二平方メートル		下 欄
			大崎上島町東野字咽口